用語解説(50音順)

【ア行】

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約): P77 ※100

昭和40 (1965) 年12月21日、国連採択。日本は平成7 (1995) 年12月に批准、翌平成8 (1996) 年1月14日に発効。この条約でいう「人種差別」とは、人種・皮膚の色・世系 (descent。出生によって決定される社会的地位や身分)・民族的または種族的出身 (origin) に基づく区別や除外、制約や優先であって、政治・経済・社会・文化その他の公的な生活の分野で、人権と基本的自由の平等の立場での承認や享有や行使を無効にしたり害する目的や効果を持つものを意味しています。

この条約の履行を確保するため、締約国は種々の国内措置をとっており、また「人種差別撤廃委員会」という国際機関を設置しています。この委員会は、締約国の報告を審議し、異議申立てを受理するほか、一定の条件で、個人や団体の申立ても受理し、審理することができるようになっています。

「育児・介護休業法」: P33 ※49

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。平成4 (1992)年「育児休業法」を施行し、平成7 (1995)年同法全面施行。同法を大幅改正し、平成11 (1999)年「育児・介護休業法」施行。労働者の仕事と育児や介護を両立できるよう支援するため、幾度か改正し、直近は、平成29 (2017)年改正・施行。この法律は、育児休業・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度等の措置、育児のための所定外労働の制限、育児・介護のための法定時間外労働及び深夜業の制限等について定めています。

「いじめの防止等のための基本的な方針」(国のいじめ防止基本方針): P36 ※55

平成 25(2013)年 10 月策定、平成 29(2017)年 3 月改定。いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めています。

「いじめ防止対策推進法」: P36 ※54

平成25 (2013) 年6月公布・同年9月施行。この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

「インクルーシブ教育システム」: P62 ※90

「障害者の権利に関する条約」(平成 18 (2006) 年、国連採択) 第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳:包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであると述べられています。

「インフォームド・コンセント」: P16 ※29

説明と同意のことで、医師は患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療に必要な費用について、十分かつ、わかりやすく説明する義務があるといわれています。また、その時、患者は自分の身体のなかでどのようなことが起こっているのか知る権利があり、医師から十分な説明を受けて、疑問を解消し納得したうえで治療を受けることに同意することを併せていいます。

「エイズ予防法」: P66 ※G

正式名称は「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」。平成元(1989)年1月公布・同年2月施行。後天性免疫不全症候群(エイズ)の予防及び後天性免疫不全症候群患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、後天性免疫不全症候群が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もつて公共の福祉を増進することを目的として制定された法律です。なお、この法律は、平成11(1999)年に廃止されています。

[HIV]: P66 ※94

HIV (Human Immunodeficiency Virus: ヒト免疫不全ウイルス)。エイズ (後天性免疫不全症候群)の原因となるウイルスで、非常に感染力の弱いウイルスです。通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。このウイルスが体のなかで増えると、体に備わっている抵抗力 (免疫) が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

「NGO (Nongovernmental Organization)」: P8 ※E

「非政府組織」のことであり、国連活動などで民間団体を強調するために使われてきた言い方で、NPOと同様に「非営利」であることが条件となります。なお、営利を目的としないことを強調するか、政府でないことを強調するかの違いはありますが、非営利であり、非政府であるという点では同じものを指しているといえます。

「NPO (Nonprofit Organization)」: P8 ※D

直訳すると「非営利組織(団体)」になりますが、一般的には、「一定の組織を持ち、収益事業を行っても利益配分をせずに目標達成のために再投資する『民間団体(非営利)』であり、行政のコントロールを受けず自発性と独立性がある」といった特徴を持った組織の略称です。

「LGBT (エルジービーティ)」: P5 ※22

「L」は女性の同性愛者(Lesbian レズビアン)、「G」は男性の同性愛者(Gay ゲイ)、「B」は両性愛者(Bisexual バイセクシュアル)、「T」はこころの性とからだの性の不一致(Transgender トランスジェンダー)。

「OJT (On the Job Training)」: P42 ※64

実際に仕事を担当させながら、やさしい仕事からより難しい仕事へと段階を踏んで経験させることにより育成する方法で、実際に業務を行っている姿を見て教育成果を確認することができます。これに対して、「Off-JT (OFF the Job Training)」は、ワークショップなど、実際の仕事とは離れた集合教育等のことで、職場では 経験や指導ができない業務を新たに習得させることをいいます。

【力行】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」: P66 ※96

平成10 (1998) 年公布・平成11 (1999) 年施行。従来の「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ 予防法」の3つの法律を統合し制定。この法律の前文では、「エイズ等の感染症の患者に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」と明記し、患者等の人権尊重に配慮した内容になっています。

なお、同法は数回の改正を行っており、平成19(2007)年4月改正では、「結核予防法」の統合や、 人権尊重や最小限度の措置の原則を明記しています。

「企業等」: P8 ※23

この基本方針で示す企業等とは、民間企業や事業所、協同組合、NPO、NGO、その他の法人や 民間の団体等、あらゆる組織をさしています。

「県策定の防災・災害対策関連の条例など」: P99 ※112

「高知県地域防災計画」の「一般対策編」は及び「地震及び津波災害対策編」は平成 26 (2014) 年に、「火災及び事故災害対策編」は平成 24 (2012) 年に修正。

「高知県南海地震対策行動計画」は、平成21 (2009) 年4月策定。平成25 (2013) 年6月に第2 期計画を策定し、「高知県南海トラフ地震対策行動計画」に名称を変更しました。その後、第2期の取組で見えてきた課題を克服するため第3期計画(平成28 (2016) 年度から平成30 (2018) 年度まで)を策定し、さらに、平成28年4月に発生した熊本地震での知見も反映させる見直しを行いました。

「第2期 日本一の健康長寿県構想」(平成24(2012)年2月策定)では、「南海トラフ地震対策の加速化・強化の取り組み」についても掲げています。

なお、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」(平成20(2008)年3月策定)については、平成26(2014)年3月の改正で「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」に名称を変更しています。

「(公財) 高知県国際交流協会」: P78 ※101

文化・情報・産業など各分野における地域の国際化を目的に、平成2 (1990) 年 11 月に設立。民間国際交流団体の中核的役割を担い、様々な国際交流の講座やイベント等の開催により、県民の国際感覚を養うとともに、外国人への差別の解消に向けた啓発を行っています。

事務所: 高知市本町 4-1-37 (電話) 088-875-0022

「(公財) 高知県人権啓発センター」: P14 ※28

あらゆる人権に関する問題について県民の理解と認識を深め、その解決を図るための人権に関する啓発事業や講演会、県内の職場などで行われる研修等への講師派遣などを実施しています。

なお、現在、高知県立人権啓発センターの指定管理者となっています。

「高知家の子どもの貧困対策推進計画~厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化~」

: P37 %61

平成28 (2016) 年3月策定。平成29 (2017) 年3月、平成30 (2018) 年3月変更。厳しい環境にある子どもたちの現状を検証・分析することを通じて、早急に解決すべき課題などを洗い出し、課題の解決に向けて必要となる支援策や、成果目標などを取りまとめて示しています。

「高知家の子ども見守りプラン~少年非行の防止に向けた抜本強化策~」: P37 ※60

平成25(2013)年6月策定。少年非行の課題解決に向けて必要となる抜本的な対策や、今後の目指すべき姿などを取りまとめて示しています。

「高知県いじめ防止基本方針」: P37 ※62

平成26年(2014)年3月「いじめ防止対策推進法」に基づき策定、平成29(2017)年10月改定。 高知県におけるいじめの防止等(いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処など)のための対策を 総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等の基本的な方向に関する事項や、県が実施する施 策に関する事項などについて、県内の市町村や市町村(学校組合)立学校を含めた県全体としての方 向性や基本的施策を示しています。

「高知県いじめ問題対策連絡協議会」: P37 ※63

「いじめ防止対策推進法」第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、平成26(2014)年9月設置されました。委員は学校、高知県教育委員会及び市町村の教育委員会、児童相談所、高知地方法務局、高知県警察本部、その他の関係機関及び団体に属する者並びに学識経験者からなります。

「**高知県高齢者・障害者権利擁護センター」: P48 ※72・・・**「4 高齢者」の脚注

高齢者やその家族からの生活や健康・介護に関する身近な心配ごとや、法律に関する専門的な相談を受け付けています。また、市町村に対して行う権利擁護専門家チームの派遣調整や研修会の開催など権利擁護の取組を推進するのための支援を行っています。

「高知県高齢者・障害者権利擁護センター」: P60 ※89… 「5 障害者」の脚注

障害者やその家族、市町村からの権利擁護に関する相談を受け付けています。また、使用者による 障害者虐待についての通報・届出の受理を行うほか、市町村に対して行う権利擁護専門家チームの派 遣調整や研修会などを行い、権利擁護推進のための支援を行っています。

「高知県高齢者保健福祉計画·介護保険事業支援計画」: P48 ※71

本県における高齢者の保健福祉の向上を図るための「高齢者保健福祉計画」と、市町村の介護保険事業計画の達成を支援するための「介護保険事業支援計画」を一体的に作成し、県の指針とする計画です。 3年毎に見直しを行っており、平成30(2018)年3月に「高知県高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業支援計画」を策定しています。

「高知県子ども条例」: P36 ※57

平成 16 (2004) 年制定時は「高知県こども条例」。平成 24 (2012) 年 12 月改正・平成 25 (2013) 年 4 月施行。この条例は、子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりについての基本理念を定め、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に資することを目的としています。

「高知県子どもの環境づくり推進計画」: P37 ※59

平成19 (2007) 年策定・平成24 (2012) 年、第二期策定・平成25 (2013) 年、高知県子ども条例 改正施行により、第三期策定。平成30(2018)年、第四期策定。条例の目的及び基本理念を実現する ための推進計画であり、13 のプランを示しています。

「高知県人権教育基本方針」: P9 ※24

平成14(2002)年4月1日策定(高知県教育委員会)。あらゆる教育の場で、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動に取り組む人権教育の基本方針を定めています。

「高知県人権教育推進プラン」: P9 ※25

平成15 (2003) 年3月策定、平成28 (2016) 年3月改訂版策定(高知県教育委員会)。「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」に基づいた 県教育委員会としての人権教育の取組の方向を示しています。

なお、このプランでは、人権教育の4つの視点として、「人権が大切にされる社会をめざす」「すべての人が等しく学習機会を得る」「人権が大切にされた環境で学ぶ」「人権や人権課題について学ぶ」を示し、この視点を教育のあらゆる場で大切にしなければならないと示しています。

「高知県人権施策基本方針」: P 4 ※16

平成 12 (2000) 年 3 月策定・平成 26 (2014) 年 3 月第 1 次改定・平成 31 (2019) 年 3 月第 2 次改

定。人権施策の方向性や「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「HIV 感染者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」「性的指向・性自認」の11の人権課題の推進方針、具体的な取組の5か年計画等を定めています。

「高知県人権施策推進委員会」: P114 ※117

委員長を知事が務める委員会で、①高知県人権施策基本方針の推進に関すること。②人権侵害に関すること。③その他の人権施策の推進に関すること。の3つの事項を所掌しています。

「高知県人権尊重の社会づくり協議会」: P4 ※15

高知県人権尊重の社会づくり条例の第6条に基づき設置したもので、関係行政機関の職員や学識 経験者で組織しており、その役割は次のとおり規定されています。

- **第6条** 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県人権尊重 の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。
 - 2 知事は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴く ものとする。
 - 3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

「高知県人権尊重の社会づくり条例」: P 4 ※13

平成10 (1998) 年3月30日公布・4月1日施行。この条例は第1条で、「人権尊重の社会づくりについて、県、市町村、県民(県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。)の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する取組を推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。」と定めています。

「高知県DV被害者支援計画」: P25 ※43

平成19(2007)年策定・平成24(2012)年「第2次高知県DV被害者支援計画」策定・平成29(2017)「第3次高知県DV被害者支援計画」策定。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための取組を、総合的、体系的に実施するための基本的な計画を定めています。

「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」: P58 ※87

平成9 (1997) 年3月25日公布・同年4月1日施行・平成11 (1999) 年12月27日改正・平成12 (2000) 年4月1日施行。この条例の目的については、同条例第1条に、「この条例は、ひとにやさしいまちづくりについて、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用することができる施設等の整備その他のひとにやさしいまちづくりのために必要な施策を推進し、もってすべての県民が安全かつ快適に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。」と記されています。

「高知県立人権啓発センター」: P14 ※ F

昭和58(1983)年に開設されました。ホールや視聴覚室の貸出や、人権関係の図書・視聴覚教材の貸出・閲覧を行っています。高知市本町4-1-37 (電話)088-821-4681

「高知県立ふくし交流プラザ」: P52 ※75

明るく豊かで活力のある長寿・福祉社会づくりを推進するための総合施設で、全階に視覚障害者誘導システムや障害者用トイレを設けるなど、障害のある人や高齢者に配慮した様々な工夫がされている施設です。 高知県高知市朝倉戊 375-1 (総合案内) 088-844-9007

「こうちこどもプラン (高知県次世代育成支援行動計画)」: P37 ※58

平成 17 (2005) 年、「前期計画」策定・平成 22 (2010) 年、「後期計画」策定。この計画は、「次世代育成支援対策推進法」(平成 15 (2003) 年制定)に基づき、前期計画では、「次代を担う高知のこどもたちが健やかに育つための環境づくり」を、また、後期計画では、平成 22 (2010) 年度から平成 26 (2014) 年度までの 5 年間を計画期間とし、「次代の親を育成するための若者の就職支援」や「児童虐待防止対策など要保護児童への対応」などを目指して取組を行ってきました。 平成 27 (2015) 年に計画の改定を行い、平成 27 (2015) 年度から平成 31 (2019) 年度までの 5 年間を計画期間とした「高知家の少子化対策総合プラン (前期計画)」を策定し、誰もが希望の時期に次代を担う高知の子どもを産み育てやすい環境づくりを目指しています。

「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」: P26 ※46

男女が共に女性問題について認識を深め、その解決に向けた様々な活動を支援する総合的な機能を有する拠点施設です。平成11(1999)年に「こうち女性総合センター『ソーレ』」として開館し、平成16(2004)年に現在の名称に変更しています。高知市旭町3丁目115番地 (電話)088-873-9100

「こうち男女共同参画プラン」: P25 ※42

平成 13 (2001) 年度策定・平成 16 (2004) 年度改定・平成 23 (2011) 年度改定・平成 28 (2016) 年度改定。

「こうち被害者支援センター」: P84 ※105

犯罪や交通事故にあった方やその家族の方の精神的なケアや悩みの解決などを支援しています。 平成19(2007)年4月に被害者支援の拠点として設立され、同年7月に高知県よりNP0法人に認 定されています。

なお、平成24(2012)年に高知県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、平成26年には、高知県より認定NPO法人(寄附金税額控除対象法人)に認定されています。

(電話) 088-854-7867

「高齢社会対策基本法」: P47 ※69

平成7 (1995) 年11月公布・同年12月施行。この法律では、高齢者が様々な社会活動に参加する

機会を確保するとともに、社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営む ことができる社会の構築が必要であることを示しています。

「高齢社会対策大綱」: P47 ※70

政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として定められるものです。平成8 (1996) 年7月に閣議決定されて以降、経済社会情勢の変化等を踏まえ、平成13 (2001) 年、平成24 (2012) 年、平成30 (2018) 年に見直しが行われています。平成30 (2018) 年1月に閣議決定された新たな「高齢社会対策大綱」では、「高齢者」の捉え方の意識改革、老後の安心を確保するための社会保障制度の確立、高齢者の意欲と能力の活用、地域力の強化と安定的な地域社会の実現、安全・安心な生活環境の実現、若年期から「人生90年時代」への備えと世代循環の実現の6つの基本的考え方を踏まえ、分野別の基本的施策に関する中期にわたる指針が示されています。

「高齢者問題国際行動計画」: P47 ※68

昭和57 (1982) 年、国連採択。この計画は、高齢者の問題を単なる保護やケアの提供という問題から、社会への関与と参加の問題に視点を移し、そのような視点からの政策の推進を求めたものです。

「合理的配慮」: P57 ※85

行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものをいいます。

「国連で採択された主な人権関係諸条約等」: P1 ※1

昭和40(1965)年 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)

昭和41(1966)年 国際人権規約 (社会権規約:経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)(自由権規約:市民的及び政治的権利に関する国際規約)

昭和54(1979) 年 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

平成元 (1989) 年 児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)

平成 18 (2006) 年 障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約)

「子供の貧困対策に関する大綱」: P36 ※56

平成 26 (2014) 年8月策定。貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指すこと、第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮すること、子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進すること、など 10 の基本方針に基づき、教育や生活、保護者に対する就労、経済的支援などを重点施策とし、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指しています。

「個別施策層 I: P67 ※97

感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人々をいいます。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)

: P24 X39

昭和60(1985)年公布。この法律の前身は、昭和47(1972)年の「勤労婦人福祉法」です。この 法律では、職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行ってはいけないと定めてい ます。

その後も改正が繰り返され、平成19 (2007) 年4月1日に施行された「改正男女雇用機会均等法」では、男女双方に対する差別を禁止することと規定し、平成29 (2017) 年4月1日施行の新たな改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が加わりました。

【サ行】

「災害リスク軽減」: P98 ※111

災害が起こる前に、災害に対する脆弱性や災害リスクの軽減を目的とした対策を講じる、もしくは、自然現象による悪影響や被害を防ぐ、又は最小限にすることを目的とした対策を講じることです。

「ジェンダー gender」: P2 ※C

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別があります。 一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」といいます。

「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ防止法): P91 ※109

個人の性的名誉や性的プライバシーを保護することを目的に制定されました。プライベートな性 的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為について、罰則を設け禁止しています。

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」: P 2 ※B

人間、地球及び反映のための行動計画であり、「人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界」を目指すべき世界像の一つとしています。

また、国際社会は、世界人権宣言や人権に関する国際文書、国際法の重要性を確認し、全ての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有することを強調しています。

「持続可能な開発目標SDGs([エス・ディー・ジーズ] Sustainable Development Goals)」: P2※4

平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」※Bに記載されている、2016 年から 2030 年までの 17 の目標と 169 のターゲットで構成された国際目標です。17 の目標には、「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」や「ジェンダー平等を達成し、あらゆる女性及び女児の能力強化を行う」などがあります。

「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法): P35 ※52

平成12 (2000) 年11 月施行・平成16 (2004) 年10 月改正・平成20 (2008) 年4 月改正・平成29 (2017) 年4 月改正。この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的として定められています。

「児童虐待防止推進月間」: P43 ※66

厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、国はもちろん全国各地で集中的な広報・啓発活動を行っています。

また、児童虐待防止に関しては、子どもへの虐待のない社会の実現を目指す市民運動「オレンジリボン運動」も行われています。この運動は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。児童虐待防止全国ネットワークでは、オレンジリボン運動を通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約): P35 ※51

平成元 (1989) 年 11 月、国連採択・平成 6 (1994) 年 4 月、日本批准。この条約は、18 歳未満の全ての人の保護と基本的人権を国際的に保障、推進するため、国連総会で採択されました。

特徴は、子どもを単なる保護の対象としてではなく、独自の考えや主体的な能力を持つ「大人と対等な一人の人間」としてとらえ、発達段階に応じてその権利を使いながら社会に参加していく存在であると考えていることです。

なお、この条約では、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのために、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること、また、私生活・家庭・住居・通信に対して、不法に干渉されないこと、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべきことなどが定められています。

『児童の権利に関する宣言」(子どもの権利宣言): P35 ※50

昭和34 (1959) 年11 月、国連採択。国際的な子どもの人権保障宣言。前文で「人類は児童に対し、 最善のものを与える義務を負っている」との基本的な課題を提示し、世界人権宣言(昭和23(1948)年)

やジュネーブ児童権利宣言(大正 13(1924)年)を受け継ぎ、これを発展・定着させる見地を表明しています。

「児童福祉週間」: P43 ※65

期間は5月5日から5月11日まで。日本の児童福祉の理念の周知を図るとともに、国民の児童に対する認識を深めるための週間として、厚生省(現厚生労働省)が昭和22(1947)年から実施しており、こどもの日(5月5日)を初日とした1週間となっています。なお、期間中は児童福祉にちなんだ行事が行われるほか、一部の子ども向け施設で子どもの入場料について無料、又は割引料金を適用するなどのイベントも実施されています。

「社会的障壁」: P56 ※79

障害がある人にとって、日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、 制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

「社会を明るくする運動」: P112 ※116

この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。昭和26 (1951)年に法務府(現法務省)は、「社会を明るくする運動」と名付け取り組むことにしました。なお、第60回(平成22(2010)年)からは、新名称「"社会を明るくする運動"~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~」が定められています。

「障害者基本計画」: P56 ※84

「障害者基本法」に基づき策定が義務づけされているもので、「障害者対策に関する新長期行動計画」(平成 5 (1993)年度~平成 14(2002)年度)が第 1 次障害者基本計画となり、第 2 次 (平成 15(2003)年度~平成 24(2012)年度)、第 3 次 (平成 25(2013)年度~平成 29(2017)年度)、第 4 次 (平成 30(2018)年度からの 5年間)と策定されています。

「障害者基本法」: P56 ※82

平成5 (1993) 年12月公布・施行。昭和45 (1970) 年に制定された「心身障害者対策基本法」が改正されたもので、特徴は、(1) 従来からの対象だった身体障害者(内部障害者を含む)と知的障害者に精神障害者が加えられたこと。(2) 法の基本理念と目的が、「障害者があらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」ものとし、「障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」と位置づけられたこと。(3) 国に「障害者基本計画」の策定を義務づけ、毎年その進行や成果を国会に報告することとしたことなどである。なお、その後、平成16 (2004) 年6月・平成23 (2011) 年8月、平成25 (2013) 年6月に改正されています。

「障害者週間」: P62 ※91

期間は12月3日から12月9日まで。昭和57(1982)年に「障害者に関する世界行動計画」が国

連総会で採択された12月3日が「国際障害者デー」、昭和50 (1975) 年に「障害者の権利宣言」が 国連総会で採択された12月9日を「障害者の日」としていたことから、平成16 (2004) 年の「障害 者基本法」の改正により、従来の「障害者の日」に代わるものとして、この週間が設定されました。 なお、県はこの「障害者週間」の期間中に県民の集いを開催し、各種イベント等を通じて障害のあ る人とない人の交流を深め、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図る取組として、「障害者週 間の集い」を毎年、実施しています。

「障害者就業・生活支援センター」: P63 ※93

障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を 一体的に行う機関です。

「障害者職業センター」: P63 ※92

障害のある人や障害のある人を雇用する事業主などに対して、公共職業安定所(ハローワーク)と 連携をとりながら、就職のための相談から就職後の職業適応指導までの一連の業務を行います。

「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約): P56 ※81

平成 18 (2006) 年 12 月、国連採択。平成 26 (2014) 年 1 月、日本批准。この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として定められています。

「障害者の権利に関する宣言」: P56 ※80

昭和50(1975)年12月、国連採択。同決議には、「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。…」と記されています。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法): P3 ※9

平成25 (2013) 年6月公布・平成28 (2016) 年4月施行。この法律は、平成23 (2011) 年に改正された「障害者基本法」第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として定められています。

なお、この法律では、政府は、差別解消の推進に関する基本方針を策定すること、国・地方公共団 体等は、当該機関における取組に関する要領を策定すること(地方の策定は努力義務)、事業者は、 事業分野別の指針(ガイドライン)を策定することなどが示されています。

「女子差別撤廃条約」: P24 ※37

正式な名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。昭和54(1979)年12月 18日、国連採択。昭和60(1985)年6月25日、日本批准。この条約は、女子に対するあらゆる差別 を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。

「女性相談支援センター」: P26 ※45

女性の抱える様々な問題について相談に応じる県の相談機関です。電話や来所での相談を受け、問題解決に当たっては、被害者自らが選択・決定するために無料法律相談や福祉制度などの必要な情報の提供や助言を行います。DV被害者等、危険性のあるケースでは保護命令の申し立てを受け、手続きの支援を行い、必要に応じて一時的な保護や自立に向けた様々な支援も行っています。また、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能も持っています。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法): P24 ※40

平成 27 (2015) 年 8 月公布。これまで女性の活躍推進に向けた取組は各事業主の自主性に委ねられていましたが、この法律では、国、地方公共団体、常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業主に対して、女性の活躍状況の把握・課題分析、数値目標を掲げた行動計画の策定、女性の活躍状況の公表等を義務づけました。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」: P3 ※7

平成12(2000)年12月公布・施行。この法律では、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。と定義しています。

また、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならないこと。さらに、政府は毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならないことを定めています。

「人権教育・啓発に関する基本計画」: P3 ※8

平成14(2002)年3月、閣議決定・平成23(2011)年4月一部変更、閣議決定。この基本計画では、人権教育・啓発についての基本的な在り方や推進方策などについて定めています。

なお、各人権課題に対する取組としては、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者・ハンセン病患者等」「刑を終えて出所した人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「北朝鮮当局による拉致問題等」をあげています。

「人権教育のための国連 10年」: P1 ※2

期間 平成7 (1995) 年~平成16 (2004) 年

国連をはじめとした国際社会はもとより、国際地域社会、各国、さらには各地方レベルにおいて創意工夫を凝らした人権教育に取り組むことによって世界中に人権文化を構築し、全ての人々の人権が尊重される平和な世界を創造していくことを目的としています。

この国連の行動計画では、「人権教育」について、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されています。

「人権教育のための国連 10年」高知県行動計画 : P 4 ※14

平成10(1998)年7月策定。この県行動計画の内容は、具体的な行動計画として、身近な課題への対応と人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育について明記しています。

身近な課題としては、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「HIV感染者等」「外国人」の7つをあげ、各課題について、「現状と課題」「人権尊重の取り組みや人権侵害」「今後の取り組み」について整理し、「今後の取り組み」では、「県の取り組み」「企業等に期待する取り組み」「県民に期待する取り組み」の具体を明記しています。

また、人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育では、公務員、教育職員、警察職員、 消防職員、福祉関係職員、医療関係職員をあげ、人権教育の充実について示しています。

「人権教育のための国連 10年」に関する国内行動計画 : P2 ※6

平成7 (1995) 年 12 月 15 日 人権教育のための国連 10 年推進本部設置(本部長: 内閣総理大臣)。 平成9 (1997) 年 7 月 4 日 「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画を公表。この行動計画では、学校教育や社会教育をはじめ、企業や特定の職業に従事する者に対する人権教育を強化するとともに、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者等」「刑を終えて出所した人」などを重要課題としています。

「人権教育のための世界計画」: P1 ※3

- <第1フェーズ行動計画 平成17 (2005)年~平成21 (2009)年>
- <第2フェーズ行動計画 平成22 (2010)年~平成26 (2014)年>
- <第3フェーズ行動計画 平成27 (2015)年~平成31 (2019)年>

人権教育プログラムの実施を促進するため、第1・第2・第3と連続したフェーズからなる「行動計画」を示しています。なお、目的は以下のものとしています。

- (a) 人権文化の発展を促進する。
- (b) 国際文書に基づいた人権教育の基本原則及び方法論への共通理解を促進する。
- (c) 国家、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保する。
- (d) あらゆる関係主体による行動のための共通な集合的枠組を提供する。
- (e) あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を強化する。
- (f)既存の人権教育計画を調査、評価及び支援し、成功事例を強調し、それを継続又は拡大する インセンティブを提供し、新たな事例を発展させる。
- (g) 人権教育及び研修に関する国連宣言の実施を促進する。

また、第3フェーズ行動計画では、「人権教育」とは、人権という普遍的文化を構築するために行う、 あらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組みと定義されています。

「人権週間」: P14 ※27

期間は12月4日から10日まで。国連で世界人権宣言が採択された12月10日(世界人権デー)を最終日とする1週間を期間と定め、関係機関や団体等と協力し、広く国民に人権意識の高揚を呼び

かけています。

なお、県はこの「人権週間」の期間中に、広く県民の方々が参加できる「じんけんふれあいフェスタ」を毎年、開催しています。

「人権宣言に関する決議」: P4 ※12

平成7 (1995) 年3月15日 (高知県議会)。その内容は下記のとおりです。

1948年12月に採択された世界人権宣言には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。

基本的人権に係るこの理念は、人類普遍の原理としていささかも軽視されることがあってはならない。 しかしながら、我が国をはじめ世界的に様々な人権問題が現実に存在する。

新しい世紀の到来を目前にした今日、我々は、これらの人権問題解決のため、すべての人々がそれぞれひとりの人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の地域社会の実現をめざして、決意を新たにし、さらなる努力を期するものである。

以上、決議する。

「人権に関する県民意識調査」: P19 ※35

平成 29 (2017) 年の 8 月から 9 月に高知県文化生活スポーツ部人権課が実施した意識調査です。 高知県内在住の 18 歳以上の県民 (選挙人名簿登録者) 3,000 人を対象とし、1,604 票の有効回答を 得ました。調査方法は、無記名による郵送法で行っています。

なお、この意識調査の結果については、県文化生活スポーツ部人権課のホームページに掲載しています。

「人権文化」: P1 ※A

「人権という普遍的な文化」と同義です。「人権教育のための国連 10 年」では、その基本理念として「人権という普遍的な文化」を掲げ、その意味することは、人権についてお互いが理解し、尊重しあう暮らしのなかの一つの文化(人権文化)として、当たり前になっている社会の在り方をいいます。

「人権擁護委員」: P17 ※30

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」(昭和24(1949)年5月制定・平成11(1999)年12月最終改正)に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職です。委員については、市町村の推薦により法務大臣が委嘱します。

なお、人権擁護委員は、法務大臣が定める各都道府県の区域ごとに「人権擁護委員協議会」を組織 し、人権擁護委員の職に関する連絡・調整や資料及び情報収集、研究などを行います。

「人権擁護委員連合会」: P17 ※31

「人権擁護委員法」第16条第2項により、人権擁護委員協議会(以下、協議会)が都道府県ごと

に組織するものです。この連合会は、協議会の任務に関する連絡及び調整などを行います。なお、各都道府県の連合会は、「全国人権擁護委員連合会」を組織しています。

「人権擁護施策推進法」: P 2 ※ 5

平成8 (1996) 年12月26日公布・平成9 (1997) 年3月25日施行。この法律では、目的について第1条で「この法律は、人権の尊重の緊急性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする。」と示しています。

なお、この法律は、時限法であり、平成14(2002)年3月25日をもって失効しています。

「新子どもプラン」: P35 ※53

平成14 (2002) 年度からの完全学校週5日制の実施にともない、平成11 (1999) 年度から平成13 (2001) 年度までの3年間に地域で子どもを育てる環境の整備を目指した「全国子どもプラン(緊急3ケ年戦略)」の実績を踏まえ、関係省庁の協力を得ながら、継続的に子どもたちの体験活動機会の充実などに資する施策を推進するために策定したプランです。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法): P90 ※108

青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及などにより青少年が有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置を講ずることにより、青少年のインターネット利用における権利の擁護を目的に平成21 (2009) 年に施行されました。さらに、青少年をめぐるインターネット環境が大きく変化していることを受け、平成29 (2017) 年には、インターネット事業者等に、スマートフォンをはじめとする携帯電話端末等の契約者または使用者が青少年であるかどうかを確認し、契約者が青少年である場合は当該青少年に、使用者が青少年であり、かつ契約者がその青少年の保護者である場合は当該保護者に対して、青少年有害情報の閲覧の可能性があること、また、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性等を説明する義務を課すこととしました。

「性的指向」: P 5 ※20

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)などを指します。

「性同一性障害者」: P5 ※21

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(「性自認」(心の性))が一致しないため、社会生活に支障が生じる状態をいいます。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」: P104 ※115

平成 15 (2003) 年 7 月公布。生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的には他の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについて必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の診断が一致している者を「性同一性障害者」とし、そのうち、二十歳以上であること、現に婚姻をしていないこと、現に子がいない等の用件を満たす者について、家庭裁判所がその者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができることとされました。

審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、他の性別に変わったものとみなすとともに、その効果は審判前に生じた身分関係、権利義務に影響を及ぼすことがないものとしています。また、審判を受けた者は、新戸籍を編製することを基本とし、戸籍の続柄の記載の変更手続きを行うこととしています。

「成年後見制度」: P52 ※77

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援する制度です。

「世界エイズデー」: P66 ※95

WHO (世界保健機構) は、昭和63 (1988) 年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しています。なお、平成8 (1996) 年より、WHO に代わってUNAIDS (国連合同エイズプログラム) が提唱者となっています。

「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)」: P5 ※18

一般的には性的な嫌がらせなどをいい、職場においては、労働者の意に反する「性的な言動」に起因するもので、「対価型」と「環境型」があります。「対価型」とは、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が解雇、降格、減給などの不利益を受けることです。「環境型」とは、労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その労働者が就業するうえで看過できない程度の支障が生じることです。

【タ行】

「男女共同参画社会基本法」: P24 ※38

平成11(1999)年6月23日公布・施行。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関す

る施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進 することを目的として策定されています。

「男女共同参画社会に関する県民意識調査」: P26 ※47

高知県文化生活スポーツ部県民生活男女共同参画課が、男女共同参画を推進していくうえでの基礎資料を得る目的で5年ごとに実施している調査で、直近は平成26(2014)年に実施しました。。 高知県内在住の20歳以上の県民(選挙人名簿登録者)2,000人を対象とし、1,015票の有効回答を得ました。調査方法は、無記名による郵送法で行っています。

「男女共同参画週間」: P31 ※48

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成16(2004)年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までを週間として定めて、国や各県等で男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深める様々な取組が実施されています。

「地域包括支援センター」: P52 ※76

地域住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を 包括的に担う地域の中核機関です。運営は、市町村または市町村から委託された法人が行います。

「同和対策事業特別措置法」: P18 ※33

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和44(1969)年に制定された10年間の限時法(後に、法期限を3年間延長)。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定しています。

「同和対策審議会答申」: P18 ※32

昭和40(1965)年答申。同和対策審議会が、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について諮問を受け、約4年をかけて審議を行いまとめたものです。なお、この答申は、戦後の同和行政の大きな指針となっています。

「同和地区」: P18 ※34

同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44(1969)年に公布・施行された「同和対策事業特別措置法」から始まって、昭和62(1987)年に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14(2002)年3月に失効するまでの間、法律で一定の地域が「対象地域」と指定され、環境改善や同和教育・啓発などの取組が進められてきました。「同和地区」とは、これらの法律で指定されていた地域を指します。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)」: P90 ※107

インターネットでのウェブページや電子掲示板などの不特定のものに受信される情報の流通によって権利の侵害にあった場合について、プロバイダ及びサーバの管理・運営者等の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めています。

「ドメスティック・バイオレンス: DV (Domestic Violence)」: P12 ※26

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使われます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、最近では若者間での「デートDV」が問題となっています。なお、DVについては、女性だけでなく、男性が被害者になるケースもあります。

【ナ行】

「ノーマライゼーション」: P56 ※83

障害のある人を特別視するのではなく、社会のなかで普通の生活が送れるように条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会こそ当然の社会であるとする考え方です。

【ハ行】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法): P25 ※41

平成13 (2001) 年4月公布・同年10月施行。平成16 (2004) 年改正。平成19 (2007) 年改正。 平成25 (2013) 年改正 (「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更)。 配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。) 又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

なお、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性の別を問いません。さらに、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

「発達障害」: P58 ※88

「発達障害者支援法」(平成 16 (2004) 年 12 月公布・平成 17 (2005) 年 4 月施行)には、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

「パリアフリー」: P48 ※73

主に高齢者や障害のある人が生活するうえで、支障となる物理的・精神的な障壁(バリア)を取り除くための取組や障壁を取り除いた状態のことをいいます。

「パワー・ハラスメント (パワハラ)」: P5 ※19

同じ職場で働く者等に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場等の環境を悪化させる行為をいいます。なお、上司から部下に行われるものだけではなく、先輩・後輩間や同僚間など、様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

「犯罪被害者週間」: P87 ※106

期間は11月25日から12月1日まで。「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間が、「犯罪被害者週間」と定められています。期間中は、犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、人々の理解を深めるための啓発事業等が実施されています。

「犯罪被害者等基本計画」: P83 ※103

平成17 (2005) 年閣議決定。(平成28 (2016) 年に「第3次計画」策定。計画期間は平成28 (2016) 年度から平成32 (2020) 年度まで)「4つの基本方針」(①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること ②個々の事情に応じて適切に行われること ③途切れることなく行われること ④国民の総意を形成しながら展開されること)の下、具体的な施策が推進されています。

「犯罪被害者等給付金支給法」: P83 ※102

昭和55 (1980) 年公布・昭和56 (1981) 年施行。平成13 (2001) 年の改正により、名称が「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に変更されました。

平成 20 (2008) 年の改正で、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に変更されました。

「犯罪被害者ホットライン」: P84 ※104

犯罪の被害に遭われた方の心の悩み等に関する相談窓口です。

高知県警察本部警務部県民支援相談課被害者支援室 (電話) 088-871-3110

「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」: P74 ※99

国立療養所大島青松園が主催で開催しており、四国4県もちまわりで毎年1回、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図り、偏見や差別の解消に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に実施しているフォーラムです。

「PDCAサイクル」: P4 ※17

Plan (計画) → Do (実行) → Check (検証) → Action (改善) 0.4 段階を順に繰り返すことによって、継続的に業務を改善する手法のことです。

「避難行動要支援者」: P99 ※113

要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことをいいます。

「避難所運営訓練 (HUG)」: P102 ※114

HUG は、H (hinanzyo 避難所)、U (unei 運営)、G (game ゲーム)の頭文字を取ったもので、避難所運営をみんなで考えるための一手法として静岡県で開発されました。この訓練では、避難者の年齢や性別、それぞれが抱える事情が書かれたカードを使って、高齢者や障害者など要配慮者への対応や、炊き出し場や仮設トイレといった生活空間の確保、視察や取材対応など、避難所で起こる様々な出来事に対して、グループ内で意見を出し合いながら避難所の運営を模擬体験します。

「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法): P3 ※11

平成28 (2016) 年12 月公布・施行。この法律は、現在もなお、部落差別は存在するとともに、情報化の進展にともなって、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、国と地方公共団体に相談体制の充実、必要な教育・啓発を行うよう、また、国に対して、部落差別の実態に係る調査を行うよう規定しています。

「部落差別をなくする運動」強調旬間: P21 ※36

期間は7月10日から20日まで。同和問題の解決に向け、県民一人ひとりが取組を進めていく必要があることを広く県民にアピールするため、県が市町村などの協力を得て、この期間中に講演会やテレビ・ラジオなどによる啓発事業を実施しています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法): P3 ※10

平成28 (2016) 年6月公布、施行。この法律は、「国民は、本邦外出身者に対する差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」を基本理念として、国と地方公共団体に、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動の実施について必要な取組を行うよう規定しています。

【ヤ行】

「役割分担意識」: P25 ※44

「男は仕事、女は家庭」といった性の違いによって役割を固定したものを「役割分担意識」といいます。そういった考えは働く女性にとって社会労働と家事労働の二重負担になっていきます。女性が広く社会活動をするなか、性による分業や男女を異なって取扱うことは、公正とはいえません。性別役割意識を解消して本当の意味での男女平等、対等なパートナーシップを築いていくことが必要です。

「ユニバーサルデザイン」: P48 ※74

文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障害や能力の違いを問わずに、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいいます。バリアフリーが「障害者などが生活していくうえで障壁となるものを取り除くこと」をさすのに対して、ユニバーサルデザインは、「もともと障壁がない環境デザイン」のことをいいます。

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」: P57 ※86

平成29 (2017) 年2月ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議で決定。同行動計画において「心のバリアフリー」については、学習指導要領改訂を通じ、すべての子どもたちに「心のバリアフリー」の指導が実施されるよう取り組むほか、接遇を行う業界(交通、観光、流通、外食等)における全国共通の接遇マニュアルの策定・普及、全国で障害者等へのサポートを行い、人々が統一のマークを着用し、そのマインドを見える化する仕組みの創設などの施策を行うこととしました。

また、地域の人権擁護委員をはじめとする法務省の人権擁護機関を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用することや、人権擁護委員等の研修において「心のバリアフリー」に関する説明を行うこと等の取組が盛り込まれました。

「要配慮者」: P98 ※110

「災害対策基本法」第8条第2項第15号において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と規定されています。

【ラ行】

「隣保館」: P114 ※118

地域社会全体のなかで、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業等を総合的に行うことを目的として、市町村が設置・運営している施設です。

「レッドリボン運動」: P70 ※98

エイズへの理解のしるしとして胸に赤いリボンを付ける運動で、エイズで命を失った友人を追悼するため、ニューヨークの芸術家たちが胸に赤いリボンを付けたことに由来しています。

「老人週間」: P55 ※78

国民の祝日に関する法律が改正され、「敬老の日」が「9月 15日」から「9月の第3月曜日」に改められたため、平成 14(2002)年からは9月 15日を「老人の日」とし、同日から9月 21日までを「老人週間」としています。

【ワ行】

「ワークライフバランス」: P46 ※67

「仕事と生活の調和」のことであり、若者の自立、就職問題から、非正規労働者の処遇の問題、過 労死対策を含めた労働時間問題や年休取得促進、さらには、時間当たりの生産性の問題までが、その 内容として言及されています。